

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。

しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭崩壊、また、倫理・道徳教育等の欠如にあるといわれている。

とりわけ地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーン等を売り物とする雑誌や有害番組の出現も指摘されている。

このような社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時には戒める」という義務を果たさなければならない。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」等が対処し、一定の効果を挙げてきたが、今日ではその限界性が指摘されている。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備である。

特に、「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」は、先の国会では審議未了で廃案となっているが、早急な制定が必要である。

このことから、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法の制定」を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

島根県雲南市議会